

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則

制定	昭和47年	6月29日	規則第2号
改正	昭和48年	1月22日	規則第1号
	昭和49年	1月5日	規則第1号
	昭和49年	12月16日	規則第2号
	昭和50年	12月26日	規則第1号
	昭和51年	3月1日	規則第1号
	昭和51年	8月9日	規則第2号
	昭和51年	12月23日	規則第3号
	昭和52年	12月24日	規則第1号
	昭和53年	12月22日	規則第3号
	昭和54年	12月24日	規則第1号
	昭和55年	12月25日	規則第4号
	昭和57年	1月23日	規則第1号
	昭和57年	6月19日	規則第6号
	昭和59年	2月27日	規則第1号
	昭和59年	3月24日	規則第2号
	昭和59年	6月21日	規則第6号
	昭和59年	12月26日	規則第7号
	昭和60年	1月14日	規則第1号
	昭和61年	1月13日	規則第1号
	昭和62年	1月14日	規則第1号
	昭和63年	1月13日	規則第1号
	昭和63年	12月24日	規則第3号
	平成元年	12月25日	規則第2号
	平成3年	1月16日	規則第1号
	平成4年	1月16日	規則第1号
	平成5年	1月14日	規則第1号

平成 6年	1月12日	規則第1号
平成 7年	1月12日	規則第1号
平成 7年	3月31日	規則第2号
平成 8年	1月12日	規則第1号
平成 9年	1月13日	規則第1号
平成10年	1月14日	規則第1号
平成11年	2月12日	規則第6号
平成11年	12月21日	規則第11号
平成14年	3月11日	規則第1号
平成14年	12月27日	規則第7号
平成15年	11月28日	規則第6号
平成17年	12月 1日	規則第2号
平成18年	3月24日	規則第1号
平成19年	12月25日	規則第8号
平成20年	3月31日	規則第8号
平成20年	12月25日	規則第14号
平成21年	3月 4日	規則第3号
平成21年	11月30日	規則第8号
平成22年	3月31日	規則第5号
平成22年	11月30日	規則第8号
平成25年	6月28日	規則第5号
平成26年	3月11日	規則第1号
平成26年	12月26日	規則第2号
平成27年	12月25日	規則第1号

## 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則

### （目的）

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年条例第16号。以下「技能労務職員給与条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、技能労務職員（以下「職員」という。）の給与及び支給方法並びに旅費に関する事項を定めることを目的とする。

### （給料）

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、主任・副主任手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。

### （給料表）

第3条 職員の職務は、1級とする。

2 給料表は、別表第1のとおりとする。

### （初任給及び昇給の基準）

第4条 技能労務職の初任給及び昇給の基準は、次項から第8項までによるほか、埼玉西部環境保全組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和55年規則第5号）の規定の例による。

2 あらたに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第2の初任給基準表に従い決定する。

3 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（給料以外の給与の額）

第5条 技能労務職員給与条例第3条第1項に規定する主任・副主任手当は、業務主任及び業務担当主任に月額5,000円、業務副主任に月額3,000円を支給し、その他の給料以外の給与の額は、一般職員の例による。

（休職者の給与の額）

第6条 休職にされた職員の給与については、一般職員の例による。

（給与の支給日及び支給方法）

第7条 職員の給与の支給日及びその支給方法は、一般職員の例による。

（旅費）

第8条 旅費の額及び支給方法については、一般職員の例による。この場合において、その旅費の額は、一般職員で行政職給料表1級の職務にある者に支給される額に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和47年7月1日から施行する。

（給料の特例）

2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、職員に対する給料月額を支給に当たっては、第3条の規定による給料月額から、給料月額に100分の3.16を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

附 則（昭和48年規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の規則の規定に基づいて、昭和47年7月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和49年規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和48年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和49年規則第2号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和49年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和50年規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和50年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和51年規則第1号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年規則第2号）

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年規則第3号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和51

年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和52年規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和52年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和53年規則第3号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和53年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和54年規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和54年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和55年規則第4号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

（昇給に関する経過措置）

- 2 昭和55年4月1日前から引き続き在職する職員のうち、同日において58歳を超えている職員（同日においてその者の受ける号給又は給与月額が55歳に達した日に受けていた号給の2号給上位の号給又はこれに準ずるものとして規則で定める号給若しくは給与月額（以下この項において「2号給上位号給等」という。）である職員及び2号給上位号給等を超えている職員を除く。）については、改正後の規則第4条第7項本文の規定にかかわらず、改正前の規則第4条第4項又は同条第6項ただし書の規定による2号給上位号給までの号給の例に準じて管理者の定めるところにより、昇給させることができる。同年4月1日後に58歳を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

（給与の内払）

- 3 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和55年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和57年規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和56年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和57年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和58

年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和59年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

（別表第1への切替の手続）

2 昭和59年4月1日における別表第1の切替の手続きについては、管理者の定めるところによる。

附 則（昭和59年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和59年4月1日からこの規定の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和61年規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和60年4月1日からこの規定の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和62年規則第1号）



（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和61年4月1日からこの規定の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和63年規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和62年4月1日からこの規定に施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和63年規則第3号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和63年4月1日からこの規定の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規定による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規定に基づいて平成元年4月1日からこの規則の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成3年規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成2年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成4年規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成3年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成5年規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成6年規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成7年規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成6年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成7年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成7年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成9年規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成8年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成10年規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成9年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成11年規則第6号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。ただし、第4条第3項、第5項、第6項及び第7項の改正規定は、平成11年4月1日から

施行する。

（昇給停止に関する経過措置）

- 2 平成11年4月1日（以下この項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において56歳を超えている職員の昇給については、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 3 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成10年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成11年規則第11号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成11年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成14年規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第7号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第6号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において技能労務職員の給与及び旅費に関する規則別表第1の技能労務職員給料表の号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間）に応じて附則別表に定める号給とする。

（職員が受けていた号給の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が受けていた号給又は給料月額が改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（号給の切替えに伴う経過措置）

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に100分の99.59を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（平成22年3月31日までの間における規則の適用に関する特例）

- 5 平成22年3月31日までの間における改正後の第4条第3項から第5項までの規定の適用については、これらの規定にかかわらず、管理者が定めるところにより必要な調整を行うことができる。

附則別表（附則第2項関係）

旧号給	経過期間	新号給
1	3月未満	1
	3月以上6月未満	2
	6月以上9月未満	3
	9月以上12月未満	4
	12月以上	5
2	3月未満	5
	3月以上6月未満	6
	6月以上9月未満	7
	9月以上12月未満	8
	12月以上	9

3	3月未満	9
	3月以上6月未満	10
	6月以上9月未満	11
	9月以上12月未満	12
	12月以上	13
4	3月未満	13
	3月以上6月未満	14
	6月以上9月未満	15
	9月以上12月未満	16
	12月以上	17
5	3月未満	17
	3月以上6月未満	18
	6月以上9月未満	19
	9月以上12月未満	20
	12月以上	21
6	3月未満	21
	3月以上6月未満	22
	6月以上9月未満	23
	9月以上12月未満	24
	12月以上	25
7	3月未満	25
	3月以上6月未満	26
	6月以上9月未満	27
	9月以上12月未満	28
	12月以上	29
8	3月未満	29
	3月以上6月未満	30
	6月以上9月未満	31
	9月以上12月未満	32
	12月以上	33

9	3月未満	3 3
	3月以上6月未満	3 4
	6月以上9月未満	3 5
	9月以上12月未満	3 6
	12月以上	3 7
10	3月未満	3 7
	3月以上6月未満	3 8
	6月以上9月未満	3 9
	9月以上12月未満	4 0
	12月以上	4 1
11	3月未満	4 1
	3月以上6月未満	4 2
	6月以上9月未満	4 3
	9月以上12月未満	4 4
	12月以上	4 5
12	3月未満	4 5
	3月以上6月未満	4 6
	6月以上9月未満	4 7
	9月以上12月未満	4 8
	12月以上	4 9
13	3月未満	4 9
	3月以上6月未満	5 0
	6月以上9月未満	5 1
	9月以上12月未満	5 2
	12月以上	5 3
14	3月未満	5 3
	3月以上6月未満	5 4
	6月以上9月未満	5 5
	9月以上12月未満	5 6
	12月以上	5 7

15	3月未満	57
	3月以上6月未満	58
	6月以上9月未満	59
	9月以上12月未満	60
	12月以上	61
16	3月未満	61
	3月以上6月未満	62
	6月以上9月未満	63
	9月以上12月未満	64
	12月以上	65
17	3月未満	65
	3月以上6月未満	66
	6月以上9月未満	67
	9月以上12月未満	68
	12月以上	69
18	3月未満	69
	3月以上6月未満	70
	6月以上9月未満	71
	9月以上12月未満	72
	12月以上	73
19	3月未満	73
	3月以上6月未満	74
	6月以上9月未満	75
	9月以上12月未満	76
	12月以上	77
20	3月未満	77
	3月以上6月未満	78
	6月以上9月未満	79
	9月以上12月未満	80
	12月以上	81



2 1	3月未満	8 1
	3月以上6月未満	8 2
	6月以上9月未満	8 3
	9月以上12月未満	8 4
	12月以上	8 5
2 2	3月未満	8 5
	3月以上6月未満	8 6
	6月以上9月未満	8 7
	9月以上12月未満	8 8
	12月以上	8 9
2 3	3月未満	8 9
	3月以上6月未満	9 0
	6月以上9月未満	9 1
	9月以上12月未満	9 2
	12月以上	9 3
2 4	3月未満	9 3
	3月以上6月未満	9 4
	6月以上9月未満	9 5
	9月以上12月未満	9 6
	12月以上	9 7
2 5	3月未満	9 7
	3月以上6月未満	9 8
	6月以上9月未満	9 9
	9月以上12月未満	1 0 0
	12月以上	1 0 1
2 6	3月未満	1 0 1
	3月以上6月未満	1 0 2
	6月以上9月未満	1 0 3
	9月以上12月未満	1 0 4
	12月以上	1 0 5

27	3月未満	105
	3月以上6月未満	106
	6月以上9月未満	107
	9月以上12月未満	108
	12月以上	109
28	3月未満	109
	3月以上6月未満	110
	6月以上9月未満	111
	9月以上12月未満	112
	12月以上	113
29	3月未満	113
	3月以上6月未満	114
	6月以上9月未満	115
	9月以上12月未満	116
	12月以上	117
30	3月未満	117
	3月以上6月未満	118
	6月以上9月未満	119
	9月以上12月未満	120
	12月以上	121
31	3月未満	121
	3月以上6月未満	122
	6月以上9月未満	123
	9月以上12月未満	124
	12月以上	125
32	3月未満	125
	3月以上6月未満	126
	6月以上9月未満	127
	9月以上12月未満	128
	12月以上	129

33	3月未満	129
	3月以上6月未満	130
	6月以上9月未満	131
	9月以上12月未満	132
	12月以上	133
34	3月未満	133
	3月以上6月未満	134
	6月以上9月未満	135
	9月以上12月未満	136
	12月以上	137
35	3月未満	137
	3月以上6月未満	138
	6月以上9月未満	139
	9月以上12月未満	140
	12月以上	141
36	3月未満	141
	3月以上6月未満	142
	6月以上9月未満	143
	9月以上12月未満	144
	12月以上	145
37	3月未満	145
	3月以上6月未満	146
	6月以上9月未満	147
	9月以上12月未満	148
	12月以上	149
38	3月未満	149
	3月以上6月未満	150
	6月以上9月未満	151
	9月以上12月未満	152
	12月以上	153

39	3月未満	153
	3月以上6月未満	154
	6月以上9月未満	155
	9月以上12月未満	156
	12月以上	157
40	3月未満	157
	3月以上6月未満	158
	6月以上9月未満	159
	9月以上12月未満	160
	12月以上	161

附 則（平成19年規則第8号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

- 2 平成19年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、技能労務職給料表の適用を受ける号給に異動のあった職員の改正後の規則の規定による異動の日における号給及びこれを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定により支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 平成21年1月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日に職員が受けていた号給数に18を加えた数のこの規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の技能労務職員給料表の号給とし、切替日における給料月額は、切替日の前日において職員が受けていた給料月額とする。

（旧号給の基礎）

3 前項の規定の適用については、職員が受けていた号給又は給料月額は、改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（昇給の特例）

4 切替日以降における改正後の規則第4条第3項から第5項の規定については、切替日から平成31年1月1日までの間において、管理者が職員ごとに定める間（以下「昇給の特例期間」という。）は、適用しない。

（昇給の特例期間中の昇給）

5 昇給の特例期間において、改正後の規則第4条第4項及び同条第5項に規定する標準号給数を上回る成績で勤務した場合は、前項の規定にかかわらず、勤務成績が特に良好な職員については1号給、勤務成績が極めて良好な職員については2号給の昇給を行うことができる。

（昇給の調整）

6 昇給の特例期間において、職員に良好でない成績で勤務した期間があるときは、改正後の規則第4条第3項の規定にかかわらず、同条第4項の規定の例により、当該職員の昇給の特例期間経過後、最初の昇給以降の昇給において必要な調整を行うものとする。

附 則（平成21年規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（主任・副主任手当の額の特例）

2 この規則の施行日前に、既に業務主任・業務副主任であった者については、改正後の第5条の規定にかかわらず主任・副主任手当を支給しない。ただし、この規則

の施行日前に業務副主任であった者がこの規則の施行後に業務主任に昇任したときは、主任・副主任手当として改正後の規則第5条に規定する業務主任に支給される手当額から業務副主任に支給される手当額を減じた額を支給する。

附 則（平成21年規則第8号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第8号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第5号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第2号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

別表第1（第3条関係）

技能労務職員給料表

職 員 の 区 分	号	給 料 月 額
	1	131,700
	2	132,700
	3	133,700
	4	134,700
	5	135,600
	6	136,600
	7	137,600
	8	138,700
	9	139,900
	10	141,000
	11	142,100
	12	143,200
	13	144,300
	14	145,400
	15	146,500
	16	147,900
	17	149,200
	18	150,500
	19	151,800
	20	153,300
	21	154,800
	22	156,400
	23	157,700
	24	159,200
	25	160,700
	26	162,200
	27	163,600

28	166,300
29	168,900
30	171,500
31	174,200
32	175,900
33	177,600
34	179,300
35	180,800
36	182,600
37	184,400
38	186,100
39	187,700
40	189,200
41	190,700
42	192,200
43	193,500
44	194,900
45	196,300
46	197,600
47	198,900
48	200,200
49	201,500
50	202,800
51	204,100
52	205,300
53	206,500
54	207,700
55	208,800
56	210,000
57	211,200



58	212,400
59	213,600
60	214,900
61	216,200
62	217,500
63	218,800
64	220,200
65	221,600
66	223,100
67	224,600
68	226,200
69	227,800
70	229,500
71	231,000
72	232,800
73	234,500
74	236,300
75	237,700
76	239,200
77	240,700
78	242,200
79	243,600
80	245,100
81	246,600
82	248,200
83	249,500
84	251,100
85	252,700
86	254,300
87	255,700

再任用職員以外の職員

88	257,100
89	258,500
90	259,900
91	261,100
92	262,500
93	263,900
94	265,300
95	266,600
96	267,800
97	269,100
98	270,400
99	271,500
100	272,700
101	274,000
102	275,300
103	276,400
104	277,500
105	278,600
106	279,700
107	280,900
108	281,900
109	282,900
110	283,900
111	284,700
112	285,600
113	286,500
114	287,400
115	288,400
116	289,200
117	290,000

118	290,800
119	291,600
120	292,100
121	292,600
122	293,100
123	293,200
124	293,600
125	293,800
126	294,200
127	294,400
128	294,600
129	295,000
130	295,300
131	295,600
132	295,900
133	296,200
134	296,600
135	296,900
136	297,300
137	297,700
138	298,100
139	298,200
140	298,600
141	299,000
142	299,400
143	299,600
144	300,000
145	300,400
146	300,800
147	301,000

148	301,400
149	301,800
150	302,200
151	302,400
152	302,800
153	303,200
154	303,600
155	303,800
156	304,200
157	304,600
158	305,000
159	305,200
160	305,600
161	306,000
162	306,400
163	306,600
164	306,900
165	307,200
166	307,500
167	307,900
168	308,200
169	308,500
170	308,800
171	309,200
172	309,500
173	309,800
174	310,100
175	310,500
176	310,800
177	311,100

第5編 給与（技能労務職員の給与及び旅費に関する規則）

---

	178	311,400
	179	311,800
再任用職員		258,400

別表第2（第4条関係）

初任給基準表

職 種 学 歴 区 分	技 能 労 務 職
中 学 卒	1 級 1 号 級
高 校 卒	1 級 1 3 号 級